

2021年1月・4月の派遣法改正について

2015年・2020年と大きな改正が続いている「労働者派遣法」ですが、令和3年（2021年1月、4月）にも改正されることが決まりました。

2020年9月18日、労働政策審議会における「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」等について（諮問）」が公開され、2020年10月9日に官報にて発表されました。

○2021年1月改正

派遣労働者の雇入れ時の説明の義務付け

- ・派遣元事業主に対し、派遣元事業主が実施する教育訓練及び、希望者に対して実施するキャリアコンサルティングの内容について、派遣労働者に対する雇入れ時教育訓練計画の説明を義務付けられます。
- ・教育訓練計画自体の変更時も同様に説明が義務付けられます。

派遣契約書の電磁的記録を認める

- ・派遣元企業と派遣先企業との間で締結される労働者派遣（個別）契約は書面に記載が必須で電子化が認められていませんでしたが、この改正で電磁記録により作成することも認められます。

派遣先における、派遣労働者からの苦情の処理について

- ・派遣労働者から、労働関係法上（労働基準法・労働安全衛生法・育児休業・介護休業等）に関する苦情があった場合、派遣先企業も主体的に対応する義務を設ける。

日雇派遣について

- ・派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合について、必要な雇用管理が適切に行われるようにするため、派遣元事業主は、新たな就業機会の確保ができない場合であっても、休業等により雇用の維持を図るとともに、休業手当の支払等の労働基準法等に基づく責任を果たすべきことを明確化する。

○2021年4月改正

雇用安定措置について派遣スタッフの希望を聴く

・派遣元事業主は、雇用安定措置を講ずるに当たっては、派遣労働者の希望する措置の内容を聴取しなければなりません。またその聴取結果を派遣元管理台帳に記載しなければなりません。

マージン率等のインターネットによる開示の原則化

・派遣法第23条第5項の規定により、派遣元事業主による情報提供の義務がある全ての情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により情報提供が原則とします。